

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和6年2月22日

鹿児島県知事 塩田康一



4 敷網(棒受網)漁業

番号	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	棒受網漁業	操業区域(別表2の操業区域をいう。以下同じ)の1	1月1日から12月31日まで	総トン数10トン未満	定めなし	4隻	定めなし
2	棒受網漁業	操業区域の2	1月1日から12月31日まで	総トン数10トン未満	定めなし	17隻	定めなし
3	棒受網漁業	操業区域の3	1月1日から12月31日まで	総トン数10トン未満	定めなし	1隻	定めなし
4	棒受網漁業	操業区域の4	1月1日から12月31日まで	総トン数10トン未満	定めなし	1隻	定めなし
5	棒受網漁業	操業区域の5	1月1日から12月31日まで	総トン数10トン未満	定めなし	1隻	定めなし

許可の有効期間 令和6年5月1日～令和9年4月30日

申請すべき期間 令和6年3月11日(月)から同月25日(月)まで

(別表2)操業区域

番号	操業区域
1	川内川河口から甌島北端を見通す線以北の海域。 但し、八代海においては東町漁業協同組合の有する共同漁業権内で、漁業権者が同意する区域に限る。
2	川内川河口から甌島北端を見通す線以北の海域
3	甌島周辺海域
4	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カを直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア N 31°07' 03" E130°43' 54" 点イ N 31°08' 40" E130°42' 13" 点ウ N 31°04' 59" E130°37' 19" 点エ N 31°03' 31" E130°37' 30" 点オ N 31°02' 36" E130°38' 53" 点カ N 31°03' 09" E130°40' 40"
5	肝属郡肝付町黒島と熊毛郡上屋久町永田岬を結ぶ線及び肝付町と南大隅町との境界線と西之表市喜志鹿崎とを結ぶ線以東並びに北緯31度0分12.8秒(日本測地系では北緯31度)以北の鹿児島県海域。但し、次の点を順次結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域は除く。 点ア 肝付町火埼 点イ 肝付町高埼 点ウ 東串良町肝属川左岸から串間市荒埼を見通す線と肝付町高埼から枇榔島西端を見通す線との交点 点エ 東串良町肝属川左岸から串間市荒埼を見通す線と枇榔島北端から肝付町火埼と串間市都井岬の中間点を結ぶ線との交点 点オ 肝付町火埼と串間市都井岬の中間点 点カ 串間市都井岬